

京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事 仕様書

《一般事項》

1 工事場所

京都市西京区大原野西境谷町一丁目 12-1・2 地内

2 工事概要

◆ 工事対象・工事箇所

京都府立洛西高等学校 視聴覚室、同送風室及び2棟屋上

◆ 工事内容

- (1) 既設機器撤去工事
- (2) 空調設備機器
- (3) 空調設備工事
- (4) 配管工事

* 詳細は仕様内訳書のとおり。

3 契約工期

契約日から令和7年3月31日まで

4 その他

(1) 元下指針の遵守について

ア 受注者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守し、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。

イ 下請人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を、原則として、建築一式工事は3次下請まで、建築一式工事を除く建設工事は、2次下請までとする。請負の次数を超える場合は、工事着手前に、「重層下請理由書」及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを発注者に提出すること。

ウ 受注者は、やむを得ない場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとし、京都府外に本店を有するものから下請負人を選定する場合は、工事着手前に「府外下請選定理由書」を発注者に提出すること。

エ 受注者は、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての「下請工事契約時チェックリスト」とともに全ての下請契約書及び京都府暴力団排除条例(平成 22 年京都府条例第 23 号)第 13 条第 5 項の規定による全ての誓約書の写しを添付し、発注者に提出すること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを発注者に提出すること。

(2) 保険の付保について

ア 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

イ 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

ウ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書及び「建退共運営実績計画書」を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

エ 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

オ 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

カ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(3) 安全・災害防止対策等

- ・ 工事関係車両の入退出及び通行は十分な注意を払い、安全を第一に図ること。
- ・ 工事場所内外で汚損等がないよう注意し、汚損等した場合は受注者の責任で誠意をもって解決に努めること。
- ・ 過積載による違法運行の防止を徹底すること。

- ・ 協力事務所、資材納入業者等にも指導を徹底すること。

(4) 工事説明等

- ・ 工事着手前に、学校に工事内容の説明をした上で、必要に応じて周辺自治会・近隣住民等にお知らせすること。
- ・ 万一トラブルが生じた場合は誠意をもって解決に努めること。
- ・ 停電、断水、大型車両等の搬入出等、学校または近隣住民等に支障が出る場合は、事前に十分調整をした上で作業をすること。

(5) 環境配慮等

- ・ アイドリングストップ等により環境配慮に努めること。

《特記事項》

1 現場代理人

請負契約書に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を専任しなければならない。

2 施工条件

(1) 工事期間

- ・ 契約締結後、速やかに着手すること。
- ・ 令和7年3月31日までに引き渡すこと。

(2) 工事時間

- ・ 平日：9時00分～17時00分
- ・ その他、必要に応じて協議すること。

(3) 工事を施工しない日

- ・ 土、日及び祝日：原則休工
(工程上やむを得ない場合は協議の上で可とする。)

3 工事写真

(1) 完成写真

- ・ 工事前と完成写真を同じアングルで撮影し対比できるようにすること。
- ・ 撮影アングル、箇所等は学校職員と協議すること。

(2) 工事写真 (適宜)

- ・ 工事写真は、工事全体の流れが分かり、各工事箇所・工程における施工状況が確認できるよう撮影すること。
- ・ 使用材料の検収時、隠蔽部分等完成後に確認できない箇所等は必ず撮影すること。

4 業務完了報告

- ・ 工事完了後は、工事写真、完成写真、工事完成届、(写)産業廃棄物管理票 (B2票) 及びフロン回収・破壊証明書を提出すること。

5 発生材の処理等 (廃棄物)

- ・ 工事に伴い発生した廃棄物は、産業廃棄物処理票 (マニフェスト) 制度により適切な処理を行うこと。
- ・ フロンガスの回収及び破壊を適法におこなうこと。

6 仮囲い

- ・ 作業場所は適宜カラーコーン等により区画すること。

7 既存部分の養生等

- ・ 養生シート等必要箇所に合わせて使用すること。

8 石綿事前調査の実施及び石綿事前調査結果の発注者への報告について

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査を行った上で、事前調査結果説明書面を発注者に提出し報告すること。

9 石綿事前調査結果の報告について

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査について、労働基準監督署及び京都府（京都市域の場合は京都市）に事前調査結果の報告を行うこと。
なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

10 その他

- ・ 設計図書に記載のない事項は以下によること。
 - 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」
 - 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」
 - 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」